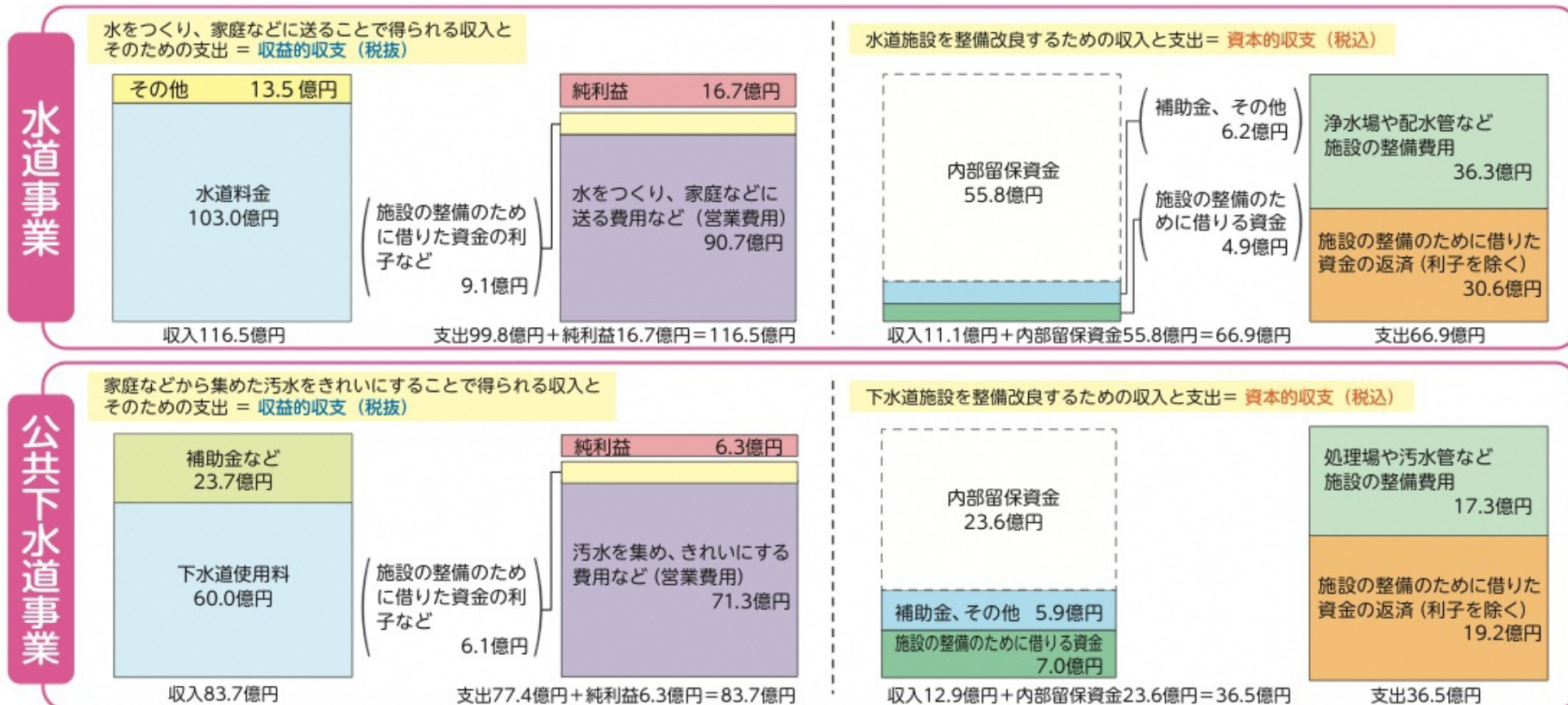


# 水道事業・公共下水道事業の決算(平成28年度)の概要

28年度、水道事業及び公共下水道事業はともに健全財政を維持することができました。  
今後とも、より一層の経営の効率化に取り組むなど健全な事業運営を図りながら、水道事業においては安全でおいしい水の安定的な供給に、公共下水道事業においては快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全に努めていきます。



○水道局では「工業用水道事業」も運営しています。決算状況等については、ホームページ・情報コーナーでも公表しています。

【経理課 TEL: 213-8510】

## ～災害に備える豆知識～

災害時は、断水や下水道のつまりから、水洗トイレが使用できなくなることがあります。  
そんなとき、もしもの備えとして携帯トイレや簡易トイレがあると便利です！

### ・携帯トイレ

ビニール袋と排泄物を固形化する薬剤のセットが基本で、持ち運びにも便利です。既存のトイレ等に設置して使ったり、組み立て式の便器が付き単体で使えるタイプもあります。使用後はビニール袋ごと、燃えるごみとして廃棄できます。衛生面からも、薬剤に除菌・消臭効果のあるものがおすすめです。



### ・簡易トイレ

ダンボール等を組み立てて作るタイプや、周囲からの目隠しとなるテント一体型など種類も豊富です。携帯トイレと組み合わせると、より快適に使用できます。



※携帯トイレや簡易トイレにつきましては、ホームセンター等で購入できます。

## 水道局からのお願い

### 転居されるときは、3日前までにご連絡を

- 転居のご連絡がないと「使用中」とみなし、水道料金・下水道使用料をお支払いいただくことになります。
- 市内間での転居の場合は、ご希望があれば、引き続きこれまでと同じ口座から料金引き落としが出来ます。(転居連絡の際にお申込みください。)
- インターネットから、24時間いつでも水道(下水道)の使用開始、中止のお申込みが出来ます。  
「鹿児島県電子申請共同運営システム」  
(<http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima2/>)

※携帯電話からは、右のQRコードをご利用ください。  
※転居の3日前を過ぎている方や、使用中止の検針時に集金を希望される方は、直接、電話でご連絡をお願いします。



業務受託者  
【ヴェオリア・ジェネッツ(株)】  
(直通) TEL: 812-6171  
【鹿児島市水道局】  
(代表) TEL: 257-7111



### 水道水以外(井戸水など)の水を下水道に流す場合は 水道局への届出が必要です

- 井戸水などの水道水以外の水を使用して汚水を公共下水道へ流す場合は、下水道使用料を納めていただく必要があります。  
水道水以外の水を使用して公共下水道への排水を開始される場合は、事前に水道局へ届け出てください。  
また、すでに届出をされている方で、現在の排除汚水量に変更が生じる場合についても、同様に届出が必要となります。

【給排水設備課 TEL: 213-8522】

### 所有者の変更について

- 土地・建物の売買、相続、贈与等で、給水装置・排水設備の所有者が変わるときは、所有者変更の届出が必要です。
- 異動届出書の様式は、水道局のホームページからダウンロードできます。

【給排水設備課 TEL: 213-8521】

### 下水道接続のお願い

- 下水道が整備された区域で、まだ下水道に接続されていない方は、早めに水洗化工事を行ってください。

【下水道管路課 TEL: 213-8542】